

航空法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案新旧対照条文

一	航空法施行令（昭和二十七年政令第四百二十一号）	．．．．．	一
二	航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）	．．．．．	二
三	地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）	．．．．．	十九
四	税関関係手数料令（昭和二十九年政令第六十四号）	．．．．．	二十
五	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）	．．．．．	二十一
六	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）	．．．．．	二十二
七	所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）	．．．．．	二十三
八	消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）	．．．．．	二十四
九	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）	．．．．．	二十五
十	国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）	．．．．．	二十六

航空法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文  
 ○航空法施行令（昭和二十七年政令第四百二十一号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

第六条 航空法第三百三十一条第二号に掲げる航空機は、同法第二百二十七条ただし書の許可に係る航空機であつて、同法第二百二十六条第一項第一号に掲げる航行と接続して本邦内の各地間において航行を行うものとする。ただし、同法第五十九条第一号の規定の適用については、同法第二百二十七条ただし書の許可に係る航空機とする。

別表（第八条関係）

飛行場	委任事項
(略)	(略)
福井空港 出雲空港	航空交通情報圏に接続する進入管制区に係る航空法第九十四条ただし書、第九十六条第一項及び第三項並びに第九十七条第一項に規定する事項（同法第九十六条第一項及び第三項に規定する事項は、福井空港にあつては進入管制業務に限り、出雲空港にあつては進入管制業務及びターミナル・レーダー管制業務に限る。）

現行

第六条 航空法第三百三十一条第二号に掲げる航空機は、同法第二百二十七条ただし書の許可に係る航空機であつて、同法第二百二十六条第一項第一号に掲げる航行と接続して本邦内の各地間において航行を行うものとする。ただし、同法第五十九条第一項第一号の規定の適用については、同法第二百二十七条ただし書の許可に係る航空機とする。

別表（第七条関係）

飛行場	委任事項
(略)	(略)
福井空港 出雲空港	航空交通管制圏及びこれに接続する進入管制区に係る航空法第九十四条ただし書、第九十六条第一項及び第三項並びに第九十七条第一項に規定する事項（同法第九十六条第一項及び第三項に規定する事項は、福井空港にあつては進入管制業務に限り、出雲空港にあつては進入管制業務及びターミナル・レーダー管制業務に限る。）

別表第一（第二条関係）		改正案	
納付しな ければな らない者	区分	一 法第 十條第 一項の 耐空証 明を申 請する 者	イ 法第十條第五 項第一号から第 四号までに掲げ る航空機以外の 航空機
		（略）	（略）
手数料の額	区分	最大離陸重量三 千七百七十五キ ログラムを超える もの	回 轉 翼 航 空 機 最 大 離 陸 重 量 三 千 七 百 七 十 五 キ ロ グ ラ ム 以 下 の もの
		七百五十一万三 千六百円（電子 証明申請の場合 にあつては、七 百五十一万三千 二百円）に、三 千七百七十五キ ログラムを超える もの	（略）
手数料の額	（略）	（略）	（略）
別表第一（第二条関係）		現行	
納付しな ければな らない者	区分	一 法第 十條第 一項の 耐空証 明を申 請する 者	法第十條第五項各 号に掲げる航空機 以外の航空機
		（略）	（略）
手数料の額	区分	最大離陸重量二 千七百三十キ ログラムを超える もの	回 轉 翼 航 空 機 最 大 離 陸 重 量 二 千 七 百 三 十 キ ロ グ ラ ム 以 下 の もの
		七百五十一万三 千六百円（電子 証明申請の場合 にあつては、七 百五十一万三千 二百円）に、二 千七百三十キ ログラムを超える もの	（略）
手数料の額	（略）	（略）	（略）

		ロ 法第十条第五 項第一号から第 三号までに掲げ る航空機（同条 第六項各号に掲 げる航空機を除 く。）			
		回転翼 航空機	最大離陸 重量三千 百七十五 キログラ ム以下の もの	(略)	(略)
			最大離陸重量三 千七百七十五キロ グラムを超える もの	(略)	(略)
			九万八千八百円 （電子証明申請 の場合にあつて は、九万八千四 百円）に、三千 百七十五キログ ラムを超える三 千七百七十五キロ グラムごとに七 千円（電子証明 申請の場合にあ つては、六千九 百円）を加算し た額	(略)	四十七万五千八 百円を加算した 額

		法第十条第五項各 号に掲げる航空機 （同条第六項各号 に掲げる航空機を 除く。）			
		回転翼 航空機	最大離陸 重量二千 七百三十 キログラ ム以下の もの	(略)	(略)
			最大離陸重量二 千七百三十キロ グラムを超える もの	(略)	(略)
			九万八千八百円 （電子証明申請 の場合にあつて は、九万八千四 百円）に、二千 七百三十キログ ラムを超える二 千七百三十キロ グラムごとに五 千五百円を加算 した額	(略)	三十七万八千百 円を加算した額



滑空機			
動力滑空機	最大離陸重量三千七百七十五キログラムを超えるもの	キログラム以下のもの	百七十五 申請の場合にあ つては、三百二 十七万九千八百 円)
		多発機	六百五十七万七 千八百円(電子 証明申請の場合 にあつては、六 百五十七万七千 四百円)
	六百五十七万七 千八百円(電子 証明申請の場合 にあつては、六 百五十七万七千 四百円)	六百五十七万七 千八百円(電子 証明申請の場合 にあつては、六 百五十七万七千 四百円)	百五十六万千三 万五千六百円)

二 法第十二条 第一項 の型式 証明を	イ その型式の設計について国際民間航空条約の縮約国たる外国が型式証明その	航空機 回転翼 最大離陸重量三千七百七十五	(略)	(略)	二 法第十条第六項各号に掲げる航空機	飛行船	その他の滑空機	百円(電子証明申請の場合にあつては、百五十六万九百円)	百二十四万四千九百円(電子証明申請の場合にあつては、百二十四万四千五百円)	六百四十一万四千六百円(電子証明申請の場合にあつては、六百四十一万四千二百円)	三千八百円(電子証明申請の場合にあつては、三千三百五十円)

二 法第十二条 第一項 の型式 証明を	その型式の設計について国際民間航空条約の縮約国たる外国が型式証明その他の行為をし	航空機 回転翼 最大離陸重量二千七百三十	(略)	(略)	法第十条第六項各号に掲げる航空機			百円(電子証明申請の場合にあつては、百五十六万九百円)	百二十四万四千九百円(電子証明申請の場合にあつては、百二十四万四千五百円)	六百四十一万四千六百円(電子証明申請の場合にあつては、六百四十一万四千二百円)	三千八百円(電子証明申請の場合にあつては、三千三百五十円)







飛行船	滑空機	動力滑空機	もの
六百七十万四千三百円(電子証明申請の場合にあっては、六百七十万四千二百円)	百三十万四千円(電子証明申請の場合にあっては、百三十万三百円)	百六十一万六千八百円(電子証明申請の場合にあっては、百六十一万六千七百円)	にあっては、六百七十三万四千五百円)に、三千百七十五キログラムを超える四十六万二千二百円を加算した額







合 す 改 理 他 の 修 の 場 造 又 は 修 の そ の 他 の 修 理 又 は 改 造 を す る 場 に つ い て	ロ ソ の 他 の 修 理 又 は 改 造 を す る 場 に つ い て	(1) 法 第 二 十 条 第 一 項 第 一 号	飛行機		滑空機		航空機		回転翼		した額	
			飛行機	単発機	動力滑空機	その他の滑空機	重量三千 百七十五 キログラ ム以下の もの	多発機	最大離陸 重量二千 七百三十 キログラ ム以下の もの	単発機		最大離陸 重量二千 七百三十 キログラ ム以下の もの
			九万五千九百円	三万九千九百円 (電子検査申請 の場合にあって は、三万九千八 百円)	五万五千九百円	五万七千三百円	九万六千八百円 に、三千百七十 五キログラムを 超える三千百七 十五キログラム ごとに六千九百 円を加算した額	九万六千八百円	九万六千八百円	四万九千三百円	四万九千三百円	万 千 百 円 を 加 算 し た 額

合 す 改 理 他 の 修 の 場 造 又 は 修 の そ の 他 の 修 理 又 は 改 造 を す る 場 に つ い て	ロ ソ の 他 の 修 理 又 は 改 造 を す る 場 に つ い て	(1) 法 第 二 十 条 第 一 項 第 一 号	飛行機		滑空機		航空機		回転翼		した額	
			飛行機	単発機	動力滑空機	その他の滑空機	重量二千 七百三十 キログラ ム以下の もの	多発機	最大離陸 重量二千 七百三十 キログラ ム以下の もの	単発機		最大離陸 重量二千 七百三十 キログラ ム以下の もの
			九万五千九百円	三万九千九百円 (電子検査申請 の場合にあって は、三万九千八 百円)	五万五千九百円	五万七千三百円	九万六千八百円 に、二千七百三 十キログラムを 超える二千七百 三十キログラム ごとに四千九百 円を加算した額	九万六千八百円	九万六千八百円	四万九千三百円	四万九千三百円	万 千 百 円 を 加 算 し た 額

滑空機	回転翼航空機		多発機		額
	最大離陸重量五千七百キログラムを超えるもの	最大離陸重量五千七百キログラム以下のも	多発機	単発機	
動力滑空機	最大離陸重量三千七百七十五キログラムを超えるもの	最大離陸重量三千七百七十五キログラム以下のも	五万三千二百円	四万九千二百円	額
			五万三千二百円	四万九千二百円	額
			四万九千二百円	四万九千二百円	額





五 法第 二十条 第一項 の事業 場の認 定を申 請する	イ 初めて認定を申請する場合	四 (略)					
			飛行船	滑空機		キログラム以下の多発機	
				動力滑空機	その他の滑空機		最大離陸重量三千七百七十五キログラムを超えるもの
(略)	(略)	(略)	五万六千円	五万千円	五万二千六百元	五万七千円に、三千七百七十五キログラムを超える三千七百七十五キログラムごとに五百九十円(電子検査申請の場合にあつては、五百六十円)を加算した額	五万七千円

五 法第 二十条 第一項 の事業 場の認 定を申 請する	イ 初めて認定を申請する場合	四 (略)					
			飛行船	滑空機		キログラム以下の多発機	
				動力滑空機	その他の滑空機		最大離陸重量二千七百三十キログラムを超えるもの
(略)	(略)	(略)	五万六千円	五万千円	五万二千六百元	五万七千円に、二千七百三十キログラムを超える二千七百三十キログラムごとに四百七十円を加算した額	五万七千円

別表第二(第二条関係)

	一 騒音の実測 を行う場合		区 分	加算する額	者	
	その他の航空機					(略)
	回転翼 航空機	(略)				
	最大離陸重量 三千百七十五 キログラム以 下のもの					最大離陸重量 三千百七十五 キログラムを 超えるもの
(略)	(略)	(略)	(略)	三十三万四千百 円に、三千百七 十五キログラム を超える二千百 七十五キログラ ムごとに一万千 二百円を加算し た額		

別表第二(第二条関係)

	一 騒音の実測 を行う場合		区 分	加算する額	者	
	その他の航空機					(略)
	回転翼 航空機	(略)				
	最大離陸重量 二千七百三十 キログラム以 下のもの					最大離陸重量 二千七百三十 キログラムを 超えるもの
(略)	(略)	(略)	(略)	三十三万四千百 円に、二千七百 三十キログラム を超える二千七 百三十キログラ ムごとに八千九 百円(電子情報 処理組織により 証明又は検査を 申請する場合に あつては、八千 八百円)を加算 した額		

二  
(略)

(略)

二  
(略)

(略)

改 正 案	現 行
<p>（法第七百一条の三十四第三項第二十四号の施設）                      第五十六条の三十九 法第七百一条の三十四第三項第二十四号に規定する政令で定める施設は、航空法第百条の許可を受けた者がその事業の用に供する施設のうち、国際路線に就航する航空機の使用する公共の飛行場に設置される格納庫、運航管理施設、航空機の整備のための施設その他国際路線に係る同法第二条第十七項に規定する航空運送事業（以下本条及び第五十六条の六十四において「航空運送事業」という。）の用に供する施設で総務省令で定めるもの（これらの施設が国際路線に係る航空運送事業の用と国内路線に係る航空運送事業の用とに併せ供される場合には、これらの施設のうち国際路線に係る航空運送事業に係るものとして総務省令で定める部分に限る。）とする。</p>	<p>（法第七百一条の三十四第三項第二十四号の施設）                      第五十六条の三十九 法第七百一条の三十四第三項第二十四号に規定する政令で定める施設は、航空法第百条の許可を受けた者がその事業の用に供する施設のうち、国際路線に就航する航空機の使用する公共の飛行場に設置される格納庫、運航管理施設、航空機の整備のための施設その他国際路線に係る同法第二条第十六項に規定する航空運送事業（以下本条及び第五十六条の六十四において「航空運送事業」という。）の用に供する施設で総務省令で定めるもの（これらの施設が国際路線に係る航空運送事業の用と国内路線に係る航空運送事業の用とに併せ供される場合には、これらの施設のうち国際路線に係る航空運送事業に係るものとして総務省令で定める部分に限る。）とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（不開港への出入についての許可手数料）</p> <p>第一条 関税法（以下「法」という。）第二十条第一項（不開港への出入）に規定する許可を受ける者が法第百条第一号（手数料）の規定により納付すべき手数料の額は、不開港への出入一回につき、外国貿易船にあつては、その純トン数一トンまでごとに三十六円、外国貿易機にあつては、その自重一トンまでごとに五百円（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百条第一項の許可を受けた同法第二条第十七項に規定する航空運送事業（一の地点と他の地点との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機により行うものに限る。）の用に供されているものにあつては、二百五十円）とする。</p>	<p>（不開港への出入についての許可手数料）</p> <p>第一条 関税法（以下「法」という。）第二十条第一項（不開港への出入）に規定する許可を受ける者が法第百条第一号（手数料）の規定により納付すべき手数料の額は、不開港への出入一回につき、外国貿易船にあつては、その純トン数一トンまでごとに三十六円、外国貿易機にあつては、その自重一トンまでごとに五百円（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百条第一項の許可を受けた同法第二条第十六項に規定する航空運送事業（一の地点と他の地点との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機により行うものに限る。）の用に供されているものにあつては、二百五十円）とする。</p>

改正案	現行
<p>（関税を免除する物品についての免税等の手続等）  第十三条（略）  2～4（略）  5 法第十三条第二項に規定する政令で定める物品は、次に掲げるものとする。  一（略）  二 専ら本邦と外国との間の旅客又は貨物の輸送の用に供される航空機及び専ら外国と外国との間の旅客又は貨物の輸送の用に供される航空機で、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）<u>第二条第十七項（定義）</u>に規定する航空運送事業を営む者により保税地域から引き取られるもの</p> <p>6（略）</p>	<p>（関税を免除する物品についての免税等の手続等）  第十三条（略）  2～4（略）  5 法第十三条第二項に規定する政令で定める物品は、次に掲げるものとする。  一（略）  二 専ら本邦と外国との間の旅客又は貨物の輸送の用に供される航空機及び専ら外国と外国との間の旅客又は貨物の輸送の用に供される航空機で、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）<u>第二条第十六項（定義）</u>に規定する航空運送事業を営む者により保税地域から引き取られるもの</p> <p>6（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（特定設備等の特別償却） 第二十八条（略） 2～8（略） 9 法第四十三条第一項の表の第四号の上欄に規定する政令で定める航空運送業は、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十七項に規定する航空運送事業（一の地点と他の地点との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機により行うものに限る。）とし、同表の第四号の中欄に掲げる政令で定める航空機は、当該航空運送事業の用に供される最大離陸重量が百四十トン以上の航空機（座席、音響機器、通信機器その他の部品及び装備品で当該法人がその部品及び装備品を指定して機内に装備するもの並びに予備発動機その他の予備部品を除く。）とする。</p> <p>10～13（略）</p>	<p>（特定設備等の特別償却） 第二十八条（略） 2～8（略） 9 法第四十三条第一項の表の第四号の上欄に規定する政令で定める航空運送業は、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十六項に規定する航空運送事業（一の地点と他の地点との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機により行うものに限る。）とし、同表の第四号の中欄に掲げる政令で定める航空機は、当該航空運送事業の用に供される最大離陸重量が百四十トン以上の航空機（座席、音響機器、通信機器その他の部品及び装備品で当該法人がその部品及び装備品を指定して機内に装備するもの並びに予備発動機その他の予備部品を除く。）とする。</p> <p>10～13（略）</p>

改正案	現行
<p>（特定支出の支出等を証する書類）</p> <p>第六十七条の五 法第五十七条の二第四項（給与所得者の特定支出の控除の特例）に規定する政令で定める書類は、次の各号に掲げる支出の区分に応じ当該各号に定める書類とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第五十七条の二第二項第五号に掲げる支出 当該支出につき、これを領収した者の領収を証する書類その他の当該支出の事実及び支出した金額を証する書類並びに次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類</p> <p>イ 航空機を利用する場合 その航空機に搭乗をした年月日及び搭乗区間につき、財務省令で定めるところにより、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）<u>第二条第十七項（定義）</u>に規定する航空運送事業を営む者が証する書類</p> <p>ロ（略）</p>	<p>（特定支出の支出等を証する書類）</p> <p>第六十七条の五 法第五十七条の二第四項（給与所得者の特定支出の控除の特例）に規定する政令で定める書類は、次の各号に掲げる支出の区分に応じ当該各号に定める書類とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第五十七条の二第二項第五号に掲げる支出 当該支出につき、これを領収した者の領収を証する書類その他の当該支出の事実及び支出した金額を証する書類並びに次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類</p> <p>イ 航空機を利用する場合 その航空機に搭乗をした年月日及び搭乗区間につき、財務省令で定めるところにより、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）<u>第二条第十六項（定義）</u>に規定する航空運送事業を営む者が証する書類</p> <p>ロ（略）</p>



改 正 案	現 行
<p>（輸出取引等の範囲）</p> <p>第十七条 法第七条第一項第四号に規定する船舶又は航空機の譲渡若しくは貸付け又は修理で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）<u>第二条第十七項</u>（定義）に規定する航空運送事業（次項第一号ロ及び第二号において「航空運送事業」という。）を営む者に対して行われる法第七条第一項第四号の航空機の譲渡又は貸付け</p> <p>三 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（輸出取引等の範囲）</p> <p>第十七条 法第七条第一項第四号に規定する船舶又は航空機の譲渡若しくは貸付け又は修理で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）<u>第二条第十六項</u>（定義）に規定する航空運送事業（次項第一号ロ及び第二号において「航空運送事業」という。）を営む者に対して行われる法第七条第一項第四号の航空機の譲渡又は貸付け</p> <p>三 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定公共機関）</p> <p>第三条 法第二条第六号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。</p> <p>一〇四十一（略）</p> <p>四十二 次に掲げる事業者のうち内閣総理大臣が指定して公示するもの</p> <p>イ〇二（略）</p> <p>ホ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）<u>第二百一条</u>第一項に規定する本邦航空運送事業者であつて、その経営する同法<u>第二条第十</u>七項に規定する航空運送事業がその運航する航空機の型式その他の事項からみて主として長距離の大量輸送の需要に応ずるものと認められるもの</p> <p>へ〇又（略）</p>	<p>（指定公共機関）</p> <p>第三条 法第二条第六号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。</p> <p>一〇四十一（略）</p> <p>四十二 次に掲げる事業者のうち内閣総理大臣が指定して公示するもの</p> <p>イ〇二（略）</p> <p>ホ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）<u>第二百一条</u>第一項に規定する本邦航空運送事業者であつて、その経営する同法<u>第二条第十</u>六項に規定する航空運送事業がその運航する航空機の型式その他の事項からみて主として長距離の大量輸送の需要に応ずるものと認められるもの</p> <p>へ〇又（略）</p>

改 正 案

現 行

（航空交通管制部の名称、位置及び所掌事務）  
 第二百十九条 航空交通管制部の名称及び位置は、次のとおりとする。

（航空交通管制部の名称及び位置）  
 第二百十九条 航空交通管制部の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
札幌航空交通管制部	札幌市
東京航空交通管制部	所沢市
福岡航空交通管制部	福岡市
那覇航空交通管制部	那覇市

名 称	位 置
札幌航空交通管制部	札幌市
東京航空交通管制部	所沢市
福岡航空交通管制部	福岡市
那覇航空交通管制部	那覇市

2 各航空交通管制部は、その管轄区域に応じ、法第四十条第一項に規定する事務を分掌する。ただし、空域における航空交通及び気象の状況を考慮した飛行経路の設定、交通量の監視及び調整その他の航空交通の管理に関する事務は、その全部を福岡航空交通管制部が分掌する。

（航空交通管制部の次長）  
 第二百二十条 福岡航空交通管制部に次長二人を、東京航空交通管制部及び那覇航空交通管制部にそれぞれ次長一人を置く。

（航空交通管制部の次長）  
 第二百二十条 各航空交通管制部に、それぞれ次長一人を置く。

2 （略）

2 （略）